

葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2 -5 -1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



【指導室】

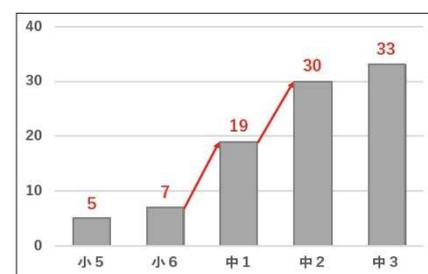
不登校の数を「継続数」と「新規数」で考える

国立教育政策研究所「生徒指導リーフ Lear. 22」より

全国の「不登校児童生徒数(以下、不登校数)」を見ると、学年を追って雪だるま式に増え続けるような印象を受けます。一部の不登校児童生徒は学校復帰している事実があるにもかかわらず、単純に増え続けるように見えてしまいます。

そうした現状を的確に把握するためには、不登校数を「継続数(前年も不登校であった児童生徒数)」と「新規数(前年度は不登校ではなかった児童生徒数)」と分けて、考えてみる必要があります。

図1 学年別不登校数の平均
(H20～H26) 千人率



不登校数の推移から受ける従来の印象

図1は、文科省調査(H20～H26)の全国の小5から中3の不登校数の平均を千人率で示したものです。この図から単純に読み取ると以下のことが言えると思います。

- 小5から中3まで、不登校数は学年を追って増えている。
- 小6→中1、中1→中2では不登校数が急激に増加するのに対し、小5→小6、中2→中3では、緩やかな増加にとどまる。

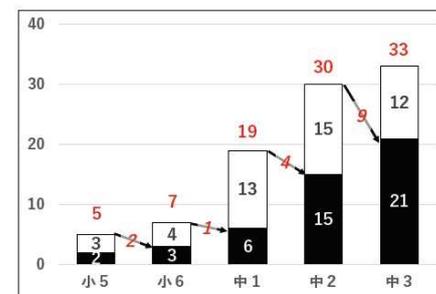
継続数・新規数に分けることで確認された事実

図2の見方を説明します。

小5での不登校数の合計は「5」となります。小6での合計は「7」となりますが、継続数と新規数にわけて見ると、「7」のうち「3」は継続で「4」は新規となります。小5から小6になるときに、「3」は継続して不登校ですが、「2」は不登校状態が解消したことになります。同様の見方で、小6から中1で「1」、中1から中2で「4」、中2から中3で「9」の不登校状態が解消されたと推測されます。

このように、不登校児童生徒の何人かは、翌年度に不登校状態が解消しており、中学校において不登校状態が解消される数は、学年を追うごとに増える傾向にあります。

図2 学年別不登校数の内訳 千人率



(背景黒：継続数 背景白：新規数)

新規数は、中学校の全学年で同じ程度に出現する

次に新規数に着目すると、小6から中1で急増します。「13」これは小学校高学年では見られない現象です。ただし、中1から中2で「15」、中2から中3で「12」ということは、中学校での推移を見ると新規数はほとんど変わりません。不登校数が学年を追って増え続けるのは、不登校状態が解消される児童生徒がいる一方で、それを上回る数の不登校児童生徒が新たに出現しているためです。

「継続数」と「新規数」の考え方をもとに、不登校状態の解消を目指し、個々の児童生徒に合った取り組みを、下表の「継続数と新規数の取り組み方」を参考にして、各学校で考えてください。

継続数と新規数の取り組み方

	取組の対象	取組の方向性
継続数に着目した取組	前年度不登校であった児童生徒 年度途中に不登校となった児童生徒	社会的自立を目指す不登校児童生徒への支援
新規数に着目した取組	全ての児童生徒	不登校が生じない魅力ある学校づくり

所長学校訪問・校長室訪問を 好機として！

【管理課】

今年度も5月14日より校長室訪問、20日より所長学校訪問がスタートしました。

6月末現在で小学校19校、中学校9校を訪問させていただきました。4年に1回の訪問ではありますが、大規模校や小規模校、初若年層が多い学校など、それぞれの学校に応じた特色ある取り組みを伺うことができ、充実した訪問ができています。

訪問では、隅々まできれいに清掃してある学校を直接見ることができ、「葛南管内にはこんな素晴らしい学校がある」と第一印象を持ちます。今後も訪問を機に教室環境を改めて見直したり、新しい授業方法に取り組んでみたり、教職員一人ひとりが好機としてとらえる姿勢で臨んでほしいと思います。我々も「チーム葛南」として、管内各学校の「信頼される学校づくり」をさらに進めるために訪問させていただきますのでよろしくお願いします。

～安全・安心な学校を！～

近年日本各地で大きな地震が起きています。去年は女子児童が学校プールのブロック塀の下敷きになり、亡くなっています。改めて、学校施設の安全について見直す必要があります。安全点検項目以外にも注意が必要などころがないか、見直しをお願いします。以下は、今一度注意してほしいポイントです。



1 避難経路図について

学校全体として、避難経路図は作られていますが、特別教室や増築等で経路変更などはありませんか。子どもの視線に掲示してありますか。安全に避難させるためにも、統一されたよく見える場所に掲示しましょう。また、棚の上の荷物はもちろんのこと、子どもが避難する時に、落ちてくる物がないかもう一度、教室及び特別教室の再点検を試みましょう。

2 安全点検について

定期的に行う安全点検を子どもと一緒に試みましょう。大人の視点と子どもの視点は違います。例えば、安全点検の項目について「画鋸は、外れやすくなっていませんか」と子どもに聞き、子どもと一緒に確認することです。それにより、教職員自身も子どもの目線での安全確認ができますし、子どもたちも「自分の身は自分で守る」という意識が育っていきます。

令和元年 10 月 15 日（火）までに免許更新の手続きを！

今年度の教員免許更新に係る各種申請手続きの予備締切日は10月15日（火）です。

第10グループの職員は夏季休業中までに更新講習の受講を済ませ、できるだけ早めの申請をお願いします。

すでに講習を終えている方、管理職等の免除者は1学期中に申請をお願いします。非常勤講師の方も更新が必要です。また、新免許状保持者、過去に延期申請をした方、平成21年3月までに栄養教諭免許状を取得した方等は、更新期限が生年月日で割り振られていません。各自で必ず確認をお願いします。最終締め切りは令和2年1月31日（金）となっていますが、最終締切日間の申請で不備があると免許は失効してしまいます。早めの準備・申請をお願いします。

第10グループ

昭和39年4月2日～昭和40年4月1日（令和元年度末年齢55歳）

昭和49年4月2日～昭和50年4月1日（令和元年度末年齢45歳）

昭和59年4月2日～昭和60年4月1日（令和元年度末年齢35歳）

新免許状所有者で、有効期間満了日が、令和2年3月31日の方

※免除や延期も必ず申請が必要です。免許更新申請について詳しくは千葉県教育委員会のHPをご覧ください。 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/menkyo/koushinsei.html>

認定手当の事後確認について

【総務課】

認定手当（通勤・住居・扶養）の支給を受けている職員について、支給要件の具備及び手当額が適正であるかを確認するため、毎年この時期に事後確認を行っています。

学校の事務担当者より依頼がありましたら速やかに書類を提出してください。

また、事後確認の実施にかかわらず、手当に影響がありそうな身のまわりの変化が発生しましたら、速やかに届出をしましょう。

～こんな時は届け出が必要です～（例）

【通勤手当】 ・通勤方法を変えたい

・通勤経路を変えたい

【住居手当】 ・借家の家賃額に変更があった

・借家から持ち家に引っ越す

【扶養手当】 ・扶養している子が就職した

・扶養している配偶者の収入が限度額を超えそう

届出をしなかったことにより正しい額で支給されず、後で多額の戻入になることがあります！
注意しましょう！



案内所

チーバくん

個別の教育支援計画の作成と合理的配慮の提供をお願いします

【指導室 特別支援教育班】

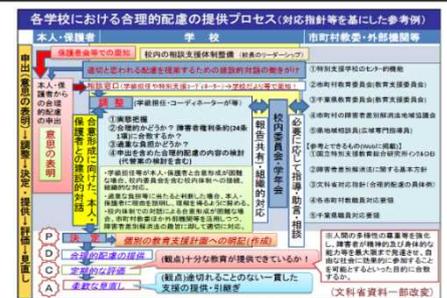
平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、公的機関である公立学校においても「合理的配慮の提供」が義務付けられています。各学校においては、すでに合理的配慮の提供に向けた取組が進められていると思いますが、改めて合理的配慮の提供までのプロセスを確認してください。

合理的配慮を提供するためには、一人一人の障害の状態や教育的ニーズを的確に把握し、校内体制を整えることや、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用すること等を着実に実施していく必要があります。 [千葉県教育委員会 特別支援教育指導資料（平成30年度版）より抜粋]

<基本的な流れ>

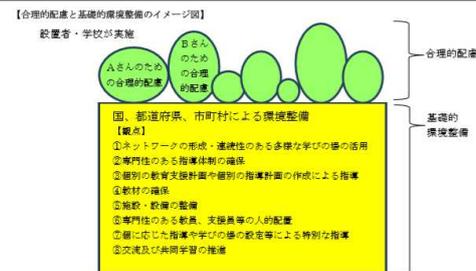
- (1) 文書又は保護者会等での保護者への周知
- (2) **本人・保護者からの意思の表明（申出）の收受**
- (3) 調整（合意形成）の実施
 - ①校内で検討
 - ア 児童生徒にとって必要とされる合理的配慮であるか
 - イ 体制面、財政面から均衡を失した又は過度の負担になっていないか
 - ウ 教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか
 - ②保護者との合意形成（建設的な対話と代替え案の提示・検討）
- (4) 決定・見直し
 - ①**個別の教育支援計画に明記**し、校内連携や学校間連携（引継ぎ）のツールとして活用
- (5) 評価・見直し
 - ①十分な教育が提供できているかという視点での評価
 - ②適切な支援の継続のために引継ぎ等に活用

【各学校における合理的配慮の提供プロセス(対応指針等を基にした参考例)】
県教育委員会HP「インクルーシブ教育システム研修会」より抜粋



【合理的配慮と基礎的環境整備のイメージ図】

県教育委員会HP「インクルーシブ教育システム研修会」より抜粋



Point

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と、それに基づいた指導、「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくり、環境づくり」等は、各学校における基礎的環境整備にあたります。

◇ 合理的配慮の具体的な事例については、県教育委員会作成の「合理的配慮事例集」（右写真）等を参考にしてください。

※事例集は各学校に配付済みです。県教育委員会HPからもダウンロード可能

